

ICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル機器及び情報通信技術を活用した新たな見守り方法の導入を推進することにより、地域における高齢者の見守り体制の充実を図り、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができる地域社会の実現に資するため、見守り用デジタル機器を購入し、及び設置する者に対し、ICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金（第3条第5号を除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守り用デジタル機器 高齢者の日常生活の安全を確保するため、インターネット等の情報通信技術を利用して、遠隔で生活状況の見守り及び安否の確認をすることができるデジタル機器をいう。
- (2) 住宅 市内に存する自己の居住の用に供する住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）
- (3) 介護施設等（次に掲げる施設を除き、自己の居住の用に供する部分に限る。）
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設
 - イ 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設
 - ウ 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
 - エ 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - オ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - カ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - キ 法第8条第29項に規定する介護医療院

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録され、及び市内に居住していること。
- (2) 一人暮らしの高齢者（第7条の規定による補助金の交付の申請及び支払の請求を

行う年度において満65歳以上である者（当該年度において満65歳に到達する者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は一人暮らしに準ずる状況（2人以上の世帯員で構成される世帯であって、世帯員が就労、入院等の理由により、一人暮らしの高齢者と同様の状況にある場合の当該状況をいう。）にある高齢者であること。

- (3) 補助金の交付を受けた者（第7条第3項の規定による申請により補助金が交付された場合には、交付対象者）と同一の世帯に属していないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国又は他の地方公共団体から見守り用デジタル機器の購入及び設置に係る補助金等の交付を受けていないこと。

（見守り用デジタル機器の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる見守り用デジタル機器は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) カメラ機能及びマイク、スピーカー等の音声通信機能を有するもの又はセンサー等により生活状況を検知し、その情報を通信する機能を有するものであること。
- (2) 住宅又は介護施設等の屋内に常時設置して使用するものであること。
- (3) 購入した時点において新品のものであること。
- (4) 補助金の交付を申請し、及び支払の請求をする日の属する年度の4月1日から3月14日までの間に購入し、及び設置されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、貸借契約に基づき使用する見守り用デジタル機器及び警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む同条第3項に規定する警備業者により提供される緊急時に迅速かつ適切に対応することが可能な緊急通報サービス（火災検知サービスを含む。）の利用契約に付随して設置する見守り用デジタル機器は、補助金の交付の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、見守り用デジタル機器の購入及び設置に要する経費（運搬に要する経費及び見守り用デジタル機器の利用に係る月額の利用料、通信料等の費用を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 見守り用デジタル機器及びその附属品（当該見守り用デジタル機器の電源コード、リモートコントローラー、固定具等をいう。）の購入に要する費用
- (2) 見守り用デジタル機器の設置及び固定に要する費用

- (3) 前2号に掲げるもののほか、見守り用デジタル機器の利用の開始に伴い必要と認められる費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。ただし、1万円を限度とする。

(交付の申請及び支払の請求)

第7条 補助金の交付を申請し、及び支払の請求をしようとする者(次項において「申請者」という。)は、見守り用デジタル機器の設置が完了した後、当該設置が完了した日が属する年度の3月14日までに、ICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付申請書兼支払請求書(別記様式第1号。次項において「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類については、市の窓口において当該書類を提示した場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 申請者の本人確認書類(次項の規定により交付対象者以外の者が申請者となる場合は、当該交付対象者の本人確認書類を含む。)の写し(その者の住所を確認することができるものに限る。)

(2) 見守り用デジタル機器の設置状況を撮影した写真

(3) 見守り用デジタル機器の仕様を確認することができる書類の写し

(4) 領収書その他の補助対象経費の額を確認することができる書類の写し

(5) 補助金の振込先の金融機関の口座を確認することができる書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 交付対象者が、自ら補助金の交付の申請及び支払の請求に係る手続を行うことが困難と認められる場合には、当該交付対象者を日常的に介護又は見守りをする者が当該交付対象者の承諾を得て補助金の交付を申請し、及び支払の請求をすることができるものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請(以下この条において「交付申請」という。)があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金に係る交付申請をした者に対し、ICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金を交付しないことを決定するものとする。

5 市長は、前項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、当該補助金に係る交付申請をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(支払方法)

第9条 補助金は、当該補助金の交付の決定を受けた者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(補助金の交付の制限)

第10条 補助金の交付を受けることができる回数は、一の世帯につき、1回に限るものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請及び支払の請求がされるICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金について適用し、同日前に交付の申請及び支払の請求がされたICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に購入され、及び設置された見守り用デジタル機器（ICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金交付要綱第2条第1号に規定する見守り用デジタル機器をいう。以下同じ。）に係るICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金について適用し、同日前に購入され、又は設置された見守り用デジタル機器に係るICTによる高齢者見守り体制充実事業補助金については、なお従前の例による。